

# 太宰府の文華く公文書館だより 191

## 明治の大合併と 揺れる太宰府地域

ページID..7241

大日本帝国憲法の制定・公布に先立つ明治21（1888）年4月、市制・町村制が公布され、翌年4月から各地域で順次施行されます。この時、行政にかかる過度の負担を軽減し、かつ町村有財産の運用での財政維持を理想とする「不要公課町村」を目指した町村合併が行われ、全国で新しい行政区画が編成されました。

太宰府地域でも合併が行われ、太宰府村と水城村が成立します。この時に起こったのは、江戸時代からの村々の連合を引き継ぐ形で明治10年代に置かれた行政単位「分画」の解体と再編でした。太宰府分画はそのまま太宰府村になりますが、坂本分画と共に水城村を形成することになる向佐野分画は二分されて、一部（下大利・上大利・牛頭）は筒井分画と一緒に大野村（現在の大野城市）に入ることになりました。

この時の合併案は県が作成し、郡長を通して分画のトップである戸長に内示がありました。ところがこの案に対しそれぞれの分画や村々が異

議を申し立てました。特に向佐野分画は単独で一村となることを主張、いっぽう筒井分画は土木費の負担問題を理由にこれに反対し、県知事に上申や請願を行っています（『大野城市史 下巻』『太宰府市史 通史編Ⅲ』）。

最終的には筒井分画の言い分が認められ、向佐野分画の意見は退けられますが、向佐野分画の請願書を見ると、生活文化に対するイメージによる合併の拒絶もあつたことが分かります。「乙金・白木原は除くが、筒井分画には郡役所（雑餉隈）や県道の要地があり風俗が派手である。絹の着物を着て、近隣に行くにも車馬を使い、農作業には下駄をはき、雨には毛布を纏つてコウモリ傘を使う。坂本分画もしかり。いっぽう我々は、終日農作業に勤しみ、雨の日には蓑笠・草鞋草履を着ける（『太宰府市史 近現代資料編』）」。

交通の要衝である繁華な地域とは相容れない、とする農村地域同士のシンパシーも大いに影響し、合併は紛糾したと思われます。

太宰府市公文書館 藤田理子

# 太宰府の文華／公文書館だより 132／

## 古代山城と大宰府(3)

ページID..7241

今回も、昨年の11月号に続き、古代山城について考えてみましょう。

従来、古代山城の分類には朝鮮式山城と神籠石系山城とがあり、近年これらを総称して古代山城と呼ぶことが一般化してきたことは前回ふれました。このことは朝鮮式、神籠石系の分類が必ずしも有効な方法ではなかつたことを示しています。

それでは朝鮮式・神籠石系に代わる分類の仕方はあるのでしょうか。

ひとつは嶮山城類・緩山城類という分け方です。これは選地（どんな場所を山城の立地として選んでいるか）による分類といえます。「嶮」は嶮しい、「緩」は緩やかの意味ですから、単純には嶮山城類は高い所に築かれた山城、緩山城類は低い場所に築かれた山城といえそうです。

選地による分類を念頭において、北部九州に展開する神籠石系山城とされているものを踏査してみました。実際に現地を訪れてみると、たとえば史跡おつば山神籠石（おつば山城・佐賀県武雄市）、史跡鹿毛馬（かげのうま城・飯塚市）などで

は、立派な水門跡が確認されています。水門は城内の雨水などを外に排出するためですから、山城のなかでも最も低い場所にあります。先の二つの山城では、水門はほぼ周囲の平地と同じ高さに設けられており（周囲との比高差0m）、典型的な緩山城といえます。北部九州の山城にはこのような例が多いのですが、一方で史跡御所ヶ谷神籠石（御所ヶ谷城・行橋市）は嶮山城類に入り、城内では規模の大きな中門跡も確認されています。神籠石系山城といえどもそのありかたは決して一様ではないのです。

また古代山城を守固城型、前線基地型に分類することもありますが、これは先の嶮山城・緩山城に対応しております、その築城目的が異なることを明らかにした考え方の一つといえるでしょう。

このように古代山城については、前回述べた、いつ築城されたのか、その主体はだれかの問題に加えて、それぞれの築城目的にも注目すべきと考えます。

# 太宰府の文華／公文書館だより 133

## 武藤資頼と太宰府

ページID・7241

中世の太宰府を語る時に、武藤（少式）氏を抜きにしては話が成り立ちません。そこで今回は、武藤氏が初めて太宰府にやつてきた頃の資頼の代について紹介します。

資頼は建久6（1195）年3月以降に太宰府の地に下つてきたと考えられ、それは天野遠景が鎮西奉行の職を解任されて鎌倉に帰つたのと入

れ替わりでした。そして遠景の後を

受けて、朝廷の地方官府である太宰府を掌握し、現地役人の筆頭である執行の地位に就いています。統いて大宰帥・大宰少式に次ぐ太宰府の官職である大宰少式に任せられており、その時期は近年の研究によると、承元4（1210）年6月以前とされています。自身が太宰府の役職に任じて現地組織の長となることによつて、遠景の時より直接的に太宰府を動かせるようになつたと言えるでしよう。

代が、政務に際して出した文書を見ると、太宰府が出した文書と、宰府守護所が出した文書の2通りが並存していた点が特徴的です。太宰府が出した文書は京都の朝廷からの命令を実行しており、宰府守護所が出した文書は鎌倉幕府からの命令を実行していると指摘されています。（資

頼の文書については『市制施行30周年 太宰府人物志』82頁に詳しく解説しています。）

このように武藤資頼は、太宰府の現地責任者としての面と、3カ国の大宰府守護としての面を合わせ持つていたことが分かります。

その一方で、鎌倉幕府は各国に守護を設置し、九州でも守護が任命されるようになりました。これに伴い、資頼は筑前国（現福岡県西部）・

豊前国（現福岡県北部）・大分県北部）・肥前国（現佐賀県）・長崎県のうち壱岐・対馬以外）3カ国の守護に任せられています。（昨年12月号では対馬も含めていましたが、誤りでした。対馬は子の資能の代に初めて守護在職が確認できます。）任命の

# 太宰府の文華／公文書館だより

134

## 近世紀行にみる太宰府

### —雨夜の出来事—

梅雨の季節です。旅行中の雨は悩ましいものですが、雨が取り持つ縁もあるようです。

備後国沼隈郡山南（現在の広島県

福山市）の狂歌師含笑舎抱臍（17

59～1807年）は、19世紀初頭

に太宰府を含む北部九州の各地を訪れ、名所旧跡や旅の様子を『狂歌西都紀行』（1804年序）に著しました（『太宰府市史文芸資料編』に収録）。

『西都紀行』によると、4月14日に在所を出発した抱臍が太宰府を訪れたのは5月のことでした。天満宮に参拝するも、折からの雨。降りやまない雨に、急遽宰府に宿を取る人々がいて、その中に「今宵銅鳥居の前なる宿屋で日和申の願に各々芸をいだし神を慰む」と各宿屋に触れ回る男がいました。日和申は、晴天になるよう神に祈願すること。つまり神に芸を奉納し明日の晴天を願おうと触れ回っていたのですが、実際は宴会を開く口実ではなかつたでしょうか。夜、抱臍が会場の宿屋を

訪れてみると、諸国の旅人が入り交じり、伊勢人は松坂踊り、難波人は花笠踊りのご当地踊り、手妻（手品）、小唄、江戸歌舞伎の瀬川菊之丞、上方歌舞伎の沢村国太郎の物真似など、次々に一芸を披露しているところでした。抱臍も「何か一つ」と求められ、歌舞伎『仮名手本忠臣蔵』の一場面を茶化した狂歌を詠んで宴席を盛り上げました。

『西都紀行』の記事から、宿に集まつた旅人たちには、踊りや唄、手品、物真似などを共有し、楽しむ文化的素養があつたことがわかります。しかも古典芸だけでなく、江戸や上方の新しい流行が地方に持ち出され拡散されていく様子がうかがえるのです。今回の大河ドラマでも描かれるように、近世後期には江戸を中心に出版文化が興隆し、書物の流通が盛んになります。それとともにお伊勢参りをはじめとした庶民の旅行ブームがあり、旅先での交流が庶民文化の発展と伝播に大いに寄与したのではないかと、抱臍が遭遇した宰府の夜の出来事が教えてくれます。雨が取り持つのは人の縁だけではなかつたようです。

# 太宰府の文華～公文書館だより～

かんこう  
菅公に重ねた想い

～三条実美、父への手紙

せい　たいいく  
政の大獄）、実万は京都を離れ、隠  
れて暮らすことになりました。

実万の失脚後、実美はしばしば父

ページID：7241  
明治新政府で岩倉具視とともに副  
総裁となる三条実美は、太宰府と大  
変縁深い人物です。摂関家に次ぐ家  
格の出身である実美は、幕末の京都  
で攘夷派公卿の先頭に立つ存在とな  
ります。人望が厚かった父・三条実  
万の遺志を継いで、文久期の京都の  
政局を強烈にリードしますが、ほど  
なく起こった文久3（1863）年8  
月18日の政変で京都を追われてしま  
います。実美は他の公家とともに太  
宰府まで落ち延び、許されて京都に  
戻るまでの3年間を太宰府で過ごし  
ています（五卿落ち）。

さかのぼつて安政5（1858）年  
6月19日、大老・井伊直弼が勅許を  
得ずに日米修好通商条約に調印し、  
朝廷で大問題となります。この時、  
前の内大臣・三条実万が中心となっ  
て、井伊大老に反感を持つ水戸藩を  
巻き込み、天皇の命により幕府に内  
政改革や海防などを行わせようと画  
策し8月にこれを密勅として下すこ  
とに成功しました。これに対して幕  
府は朝廷内の憤懣や反井伊勢力を抑  
え込むため、密勅を下すのに関わった  
者たちの検挙を開始。三条家でも逮

捕者が相次ぐ事態となってしまい（安  
ん　あん　あん　あん　あん　あん  
捕者）

の元に書状を送り、その境遇を慰め  
ています。安政6年4月には実万に  
落飾と謹慎が命じられ、状況はさら  
に悪くなってしまいます。そんな  
中に、実美は著名な歴史物語『大鏡』  
のなかで、菅原道真が自身の潔白を詠  
んだ歌「海ならずたたえる水の底ま  
でも　清き心は月ぞ照らさむ」を見  
いた（内藤一成著『三条実美』）。

その後に実万は病にかかり、9月  
には実美自ら父を見舞いますが医師  
の見立ては厳しく、翌10月に自宅に  
戻されてからほどなくして亡くなり  
ます（『三条実美公年譜』）。以後、  
実美は父の遺志を継ぐ攘夷派とし  
て、京都で冒頭の活躍を見せること  
になりますが、自身も父と同じく政  
争に敗れて京都を離れ、さらに西へ  
下るという苦難の日々を送ることに  
なりました。

この時、かつて父の心中を思い  
やつて書き送った、道真の歌を自身  
にも重ね、実美は身の潔白を「月よ  
照らせ」とばかりに祈りながら太宰  
府までやつて来たのではなかつたで  
しょうか。

## 古代山城

ページID..7241

今回も本年4月号に続き古代山城について考えてみます。『日本書紀』には天智天皇3(664)年に水城の築造、同4年に長門国(ながとくに)の城(城名不明)、大野城・櫟城(きのき城)の築城が記されており、これらが大宰府をとりまく古代山城の中核といえるでしょう。

一方、同6年には高安城(奈良・大阪)、屋嶋城(香川)、金田城(長崎・対馬)の築城が記されていました。両年の築城を関連させて、同4年の築城を大宰府周辺の第一次防衛網、同6年の築城を畿内や対馬を含めた第二次防衛網と位置づける見方があり、これは「古代山城と大宰府」の問題を考える際、単に大宰府周辺や北部九州地域に注目するだけでは不十分であることを示しているでしょう。

古代山城に関する文献史料はきわめて限られており、古代山城のありようを明らかにすることを難しくしているのですが、高安城は畿内に近いばかりではなく、侵攻軍

を防ぐいわば最後の砦といふこともあつてか、築城・修理・廃城の記事、さらに天皇の行幸記事が残っています。そうしたことから、この高安城関連の記録によって古代山城の変遷モデルを想定し、他の山城にも適用しようという試みがあります。

このとき重要なのは、先述の第一次防衛網・第二次防衛網の見方と同じように、高安城の変遷のあり方と大宰府周辺に展開している古代山城の動向を重ね合わせて考えてみるとではないかと思います。この視点で古代山城に関する文献史料をながめてみると、たとえば高安城の最初の修理は文武天皇2(698)年に行われますが、同じ年に大野城・基肄城・鞠智城の「繕治」も行われていることが分かります。これをどう解釈するかは今後の検討課題です。

ただ、文献史料から古代山城を考えようとする場合、史料のない多くの古代山城が考察の対象から外れてしまします。こうした古代山城のありようは、発掘調査の成果を基に考察しなければならないでしょう。これについては次回にふれることとしたいと思います。

# 太宰府の文華／公文書館だより 131

武藤資頼の裁判

ページID: 7241

鎌倉幕府が九州に設置した守護は、通常の守護とは違い裁判を行うことが許可されました。ただ裁判と言つても最終判決ではなく、現代の地方裁判所のような役割と考えられています。筑前・豊前・肥前3か国の守護だつた武藤資頼も、その政府の宰府守護所において裁判を行いました。今回はそのうち、肥前国の武雄社（現佐賀県武雄市）における争いを裁いた事例をご紹介します。

武雄社は府社と呼ばれる大宰府直轄の神社で、その神官の長である本司職の地位をめぐって争いが繰り返されました。始まりは平安時代末期の12世紀中頃、本司職を相続した藤原貞門と、その弟貞永らが争い、大宰府が裁定して貞門が勝訴しました。以後、本司職は貞門から子の守門、孫の家門へ引き継がれました。が、出家して蓮妙と名乗った貞永との対立は解決せず、鎌倉時代の13世紀初頭に再燃します。

元久元（1204）年、家門は幕府に訴え、幕府の指示で宰府守護所にて裁判が行われます。被告の蓮妙

は取り調べを拒み、法廷にも出頭せず、9月には家門を本司職とする判決が出されました。しかし蓮妙は大宰府に訴え、11月に蓮妙の勝訴という正反対の判決が出されます。大宰府の判決を出したのは、武藤資頼ら現地の役人ではなく、京都にいる上司の大宰大弐らだったようです。両所の判決が食い違つてしまい、決着がつきませんでした。

建永元（1206）年、蓮妙は先の宰府守護所の判決に抵抗し、屋敷に兵を入れて守りを固め、7月頃には幕府に訴えて自分を本司職とする判決を得ています。対する宰府守護所も幕府に訴え、9月に家門を本司職とする判決を獲得しました。ここでは判決を幕府が一度逆転させ、さらに元に戻しています。その後も争いは続き、双方とも代替わりして家門の子能門と蓮妙の孫実直の裁判へと移行していきます。

このように長きにわたる武雄社の裁判の中で、資頼の宰府守護所は第一審の役割を果たしましたが、判決は後に大宰府や幕府により二転三転していった様子がうかがえます。

# 太宰府の文華（公文書館だより）

138

## 近世紀行にみる太宰府

### —清源院軌子の旅—

ページID..7241

太宰府天満宮の絵馬堂に「仰高」と書かれた大きな扁額が掲げられています。「仰高」には「徳の高い人を敬い慕う」という意味があります。これは宝暦14（1764）年に奉納されたものですが、19年後の天明3（1783）年4月4日、天満宮に参詣し、この扁額に目を留めた一人の女性がいます。

清源院軌子（1725—94）、名君と名高い熊本藩主細川重賢の妹です。21歳の時宇土藩五代藩主細川興里に嫁ぐも、わずか10ヶ月で夫と死別し、髪を下ろして清源院と称されました。その後和歌や文学に親しみながら、江戸の屋敷で静かに暮らしていた軌子でしたが、天明2（1782）年8月、肥後国熊本へと旅することになりました。国元である肥後を訪ることは以前からの希望でした。兄の参勤交代に合わせてようやく熊本行きが許可された時、軌子は57歳になつていました。

彼女が著した2編の紀行文『海辺の秋色』と『青葉の山路』は、この旅の往路と復路の記録です。人生の

ほとんどを江戸で過ごした軌子にとって初めての、そして最後の遠方への旅でした。その貴重な日々を惜しむように、江戸へと帰る復路では驚くほど精力的に動き回り、道中の名所旧跡を数多く訪れています。山道を歩き、船に乗り、京の名所を巡り、伊勢参宮を果たし、往路の東海道とは道を変え、中山道を通つての江戸入り。忙しくも充実した57日間の旅でした。

宰府の天満宮を訪れたのは復路4日目のことです。早朝に松崎宿（現在の小郡市）を発ち、徒步で山道を行き、午後には天満宮へ到着しました。そこで「仰高」の扁額を見て、この額と祭神菅公の名を詠み込んだ和歌を奉納しています。

天満る其名を世々に諸人の  
仰ぐも高き神のみやしろ

筑前国内で彼女がわざわざ立ち寄ったのは、天満宮だけです。名所であることはもちろんですが、文事を好む軌子にとって、菅公を祀る天満宮への参詣は欠くことができないものでした。忘れられない旅の思い出の一つとなつたことでしょう。

# 太宰府町の文華／公文書館だより 139

## 太宰府町、消防ポンプを買う

ページID: 7241

明治に入り、町や村の消防の担い手は、江戸時代からの仕組みを引き継ぎながらも、主に「消防組」として組織化され、各地域の青年団を構成員の中心として発展していきました。水城村では大正10年頃には「消防団」が結成され、それまで大字単位に置かれていた消防組が新たに分団として再編されました。太宰府町では、昭和14（1939）年の警防団令（勅令第20号）により消防組織が「警防団」と改められて機能が拡大され、本部が役場内に設置されます。水城村・太宰府町とも団員には半纏や法被が支給され、各団の代表である組頭は、地域の年配者が務めました（『太宰府市史民族資料編』『同通史編Ⅲ』）。

ところで、火災の現場において重要な消防活動の一つとなるのが放水です。古くは「龍吐水」や「雲竜水」と呼ばれる放水用の器具が使われていましたが、同じ手動ではありました。さらに蒸気ポンプ・ガソリンポンプといった自動式の器具が登場し、国産化も実現して大都市を中心に全国へ広がっていきます（『消防団百二十年史』）。

はこれまで旧式腕用ポンプに頼つていた消防を見直し、「最新式ガソリンポンプを備えもつて恐るべき災禍を未然に防ぎ、かつ有事に備え一般町民の安定を計らん」として翌年度の予算にその購入費を盛り込みます（大正14年第10回太宰府町会会議録）。その額5千円、現在のお金に換算すると350万円程度ですが、当時としては大変大きな出費で、しかもその8割は町の有志者からの寄付金を想定していました。導入後はもちろん高額な燃料費も掛かるので、町としては一大決断だったと思われます。

手動ポンプに比べて、ガソリンポンプは重量があり取り回しが難しく始動にも時間を要したようで、もしかしたら機動性に欠ける点があつたのかもしれません。当時どれくらいの活躍をガソリンポンプが見せたかは分かりませんが、燃料の入手も非常に困難となつてくる昭和19（1944）年、太宰府町では故障続きたったガソリンポンプの修理を決意し、当初の想定をはるかに上回る修繕費3640円を追加更正予算として上げています（昭和19年第3回町会会議録）。「時局急迫し空襲必至の今日、警防の任いよ重大を加えたる折柄」（第4回町会会議録）、町としては苦渋の決定だったといえるでしょう。

大正14（1925）年、太宰府町で

太宰府市公文書館

藤田 まさこ

太宰府の文華 ～公文書館だより～ 140

## 古代山城と大宰府（5・完） ～発掘調査から考える～

ヘリシード

古代山城

前回(8月号)述べたように、文献史料がない古代山城については、その発掘調査の成果を基に考察することが重要です。おもに2000年代以降、史跡整備のための確認調査、また豪雨被害からの復旧工事に伴う調査等が行われたことで、それぞれの古代山城のありようがだんだんと明らかになってきました。

整備にかかる確認調査では山城の範囲を確定させるため、周囲の外郭線調査が優先されます。したがって城内の調査が十分ではない山城も多くあります。外郭線の調査では周辺の樹木伐採から始めなければならぬところもあって、それには日数と人手が必要です。また城内の広さはそれぞれ異なりますが、あまり大きくはない山城であっても、それを踏査するだけでも大変なのです。

一方災害復旧工事は基本的に被災場所がその対象です。石墨の崩壊、土壌の崩落などの事例が報告されていますが、多くの場合、復旧工事に伴う調査はその周辺に限られ、

広い範囲に及びません。わたくしは

北九州市立文書館だより 140 く